

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

財政課 財政担当
教育総務課 学校給食共同調理場

議案名

議案第7号 桐生市特別会計設置条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

学校給食共同調理場事業特別会計を令和6年度末で廃止するため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

学校給食共同調理場事業特別会計を令和6年度末で廃止し、同特別会計で処理していた歳入歳出予算は、一般会計へ移行します。

(施行期日：令和7年4月1日)

背景・経過

特別会計は、地方自治法第209条第2項の規定に基づき、特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設置することができる会計で、法令により義務付けされているものを除き、その設置は条例によらなければなりません。

学校給食費は、学校給食法第11条第2項の規定に基づき、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担するものとされております。これまでは、徴収した給食費で食材費を賄うという原則を明確にするため、特別会計として管理しておりました。しかしながら、桐生市においては、平成27年度から第3子以降給食費補助、令和2年度から第3子以降の給食費無償化を実施しており、今後はさらに給食費無償化の対象を拡大する予定です。このような状況を考慮し、特別会計設置の目的が薄れてきていることから、令和6年度末で同特別会計を廃止しようとするものです。

なお、県内他市の状況を見ても、本市と伊勢崎市以外は一般会計で管理しております。